

平成23年度事故防止対策支援推進事業 (運行管理の高度化に対する支援) 募集要領

1. 補助事業の概要

(1) 補助内容

デジタル式運行記録計及びドライブレコーダーの導入に対する支援

(2) 補助対象事業者

- ① 一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営営する者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者である者

（注）中小企業基本法第2条第1項第1号：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

- ② ①に該当する者にデジタル式運行記録計又は映像記録型ドライブレコーダーを貸し渡す者（リース事業者）

(3) 補助対象機器

① デジタル式運行記録計

（機能要件）

国土交通大臣によるデジタル式運行記録計（第Ⅱ編）の型式指定を受けている機器等又は国土交通大臣によるデジタル式運行記録計（第Ⅲ編）の型式指定を受けている機器及び当該デジタル式運行記録計を利用するのに必要となる機器等のうち、ソフトウェアにより、運行管理及び安全運転の指導に活用できるものであって、当該ソフトウェアにおいて映像記録型ドライブレコーダーにより記録された情報を活用できるもの。

（具体的な補助対象）

- デジタル式運行記録計に係る車載器の取得費
- デジタル式運行記録計に係る事業所用機器の取得費

（注）デジタル式運行記録計に係る車載器：運行データを作成するために必要なセンサー、運行データを作成するための装置、センサーと運行データを作成するための装置を接続する部分、事業所用機器に運行データを記録又は伝達する

ための装置等で構成される一連の機器

(注) デジタル式運行記録計に係る事業所用機器：運行データを事業所で読み出すための専用の読取装置、運行データを分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器（電子計算機、印刷用機器は除く。）

② 映像記録型ドライブレコーダー

(機能要件)

次に掲げる機能を有するものとする。

- (1) 急ブレーキ、事故等により強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影できること。
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業において使用する事業用自動車(立席があるものに限る)に備えるものにあつては、運転時に連続して車内の映像を記録する機能(オプションで車内撮影用のカメラを備えることにより可能となるものを含む)を有すること
- (3) 撮影情報等を記録、出力することができること。
- (4) 十分な耐久性があること。
- (5) 品質が保証され、保証期間が定められていること。
- (6) 機械的動作が円滑であること。
- (7) 時間情報を取得できること。
- (8) 「(3) 補助対象」に規定するデジタル式運行記録計のソフトウェアにおいて当該ドライブレコーダーにより記録された情報を活用できる機能を有すること。
- (9) 当該ドライブレコーダーにより記録された情報をソフトウェアを用いることにより安全運転に関する指導に活用できること。

(具体的な補助対象)

- 映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器の取得費
- 映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器の取得費

(注) 映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器：加速度等を検知するためのセンサー、強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影する装置、撮影した情報、撮影を行った時間、撮影を行った時点の加速度等を記録又は伝達するための装置、センサー及び画像を撮影する装置と撮影した情報を記録又は伝達するための装置を接続する部分等で構成される一連の機器

(注) 映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器：車載器において記録又は伝達した撮影情報等を事業所で読み出すための専用の読取装置、撮影情報等を分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器（電子計算機、印刷用機器は除く。）

(4) 補助率

取得に要する経費の1/3（ただし、補助限度額を下記の通り定める。）

- ① デジタル式運行記録計に係る車載器1台あたり：7万円
- ② デジタル式運行記録計に係る事業所用機器1台あたり：13万円
- ③ 映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器1台あたり：3万円
- ④ 映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器1台あたり：5万円
- ⑤ デジタル式運行記録計と映像記録型ドライブレコーダーを同時に購入する場合（デジタル式運行記録計であって、カメラ等を付加し、映像記録型ドライブレコーダーに相当する機能を有することとなったものを含む。）：車載器1式当たり10万円、事業所用機器一式当たり18万円とする。
- ⑥ 補助対象事業者（補助対象事業者がリース事業者である場合は、貸渡し先の自動車運送事業者）当たりの上限を80万円とする。（申請状況によっては、さらなる上限を付したうえで補助金の交付を行う場合がある。）

(5) 補助採択の方針

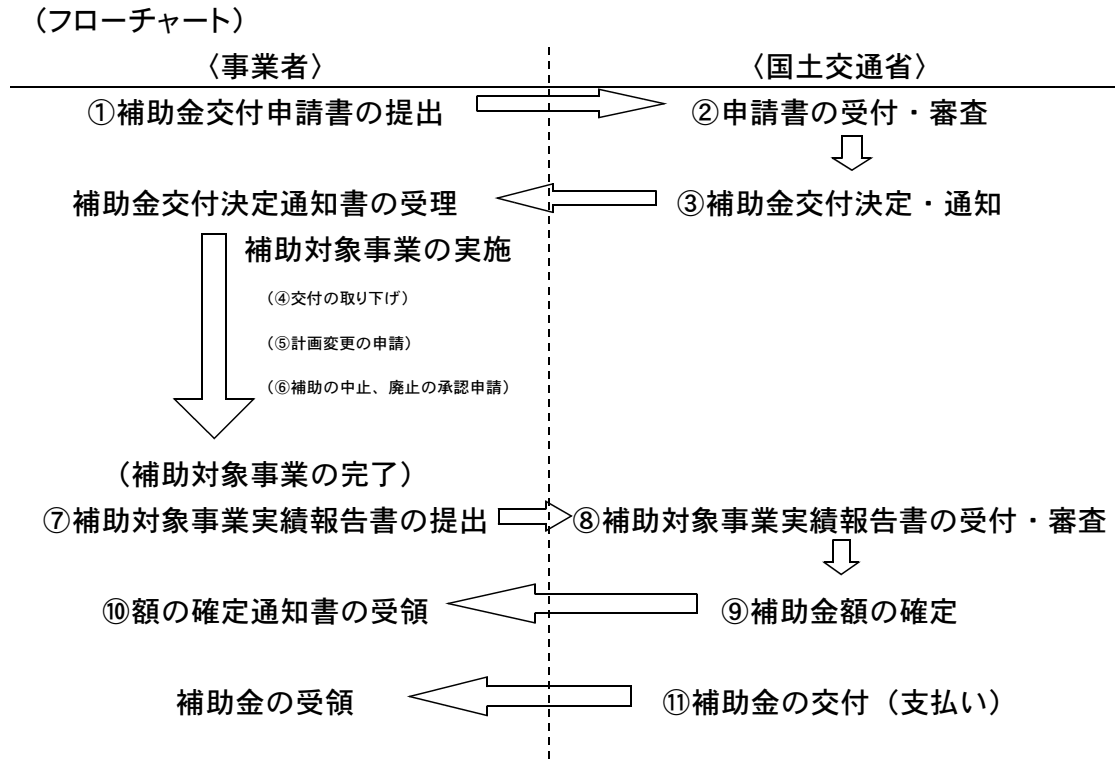
補助対象事業者は、当該補助金の交付申請を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) デジタル式運行記録計を導入する場合は、単年度5台以上導入すること。
- (2) 映像記録型ドライブレコーダーを導入する場合は、単年度5台以上導入すること。
- (3) 補助対象者が自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む。）の場合は、旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省国自第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省国自第1090号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定すること
- (4) 補助対象事業者がリース事業者である場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先へのリース料金の総額について、補助金の適用を受けない場合の通常料金の総額と受けた場合の料金の総額との差額が、補助金額を上回ること。
- (5) 補助対象事業者がリース事業者である場合は、補助対象となる機器のリース期間が原則として5年を超えることとし、リース契約期間が5年に満たない場合は、その契約期間満了後も取得から5年間を超えるまでの間補助対象となる自動車運送事業者に当該機器を確実に貸し渡すことが見込まれること。
- (6) 同一事業において、他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けないこと。
- (7) 補助金交付申請書の提出から契約まで一ヶ月以上の期間があり、かつ、平

成24年3月31日までに取り付けされるもの

- (8) 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施に係る調査を行う場合があり、その場合は調査に協力すること。

2. 補助金交付までの流れ



① 補助金交付申請書の提出

補助金の交付申請をしようとする補助対象事業者は、下記の書類に必要事項を記載のうえ最寄りの各地方運輸局に提出すること。(1)~(3)については3部、(4)~(13)については1部提出とする。詳細はホームページ掲載資料を参照のこと。

- (1) 交付要綱第1号様式
- (2) 実施要領の別紙7
- (3) 実施要領の別紙8
- (4) 安全マネジメントに関する指針
- (5) 申請者（リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業者）が中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者であることを証する書類（営業報告書の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等）
- (6) 申請者が同一事業について、他の国の補助金を受けていないことを証する書類
- (7) 申請者情報、振込先情報を記載した書類

- (8) 補助対象経費の基礎となる見積書
- (9) 補助対象経費の基礎となる仕様書
- (10) (申請者がリース事業者の場合)貸与料金の算定根拠明細書
- (11) (申請者がリース事業者の場合)申請者の営む主な事業及びその内容並びに申請者の資産及び負債についてわかる書類
- (12) (申請者がリース会社の場合で当初のリース契約期間が5年に満たない場合)取得後5年を超えるまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸渡すことを証する書類
- (13) 取り付ける車両の車検証コピー

② 申請の受付、審査

補助対象事業者から申請書の提出があったとき、各地方運輸局において申請書の受付、受理を行った後に国土交通省自動車交通局安全政策課に進達し、国土交通省自動車交通局安全政策課において所要の審査を行う。

③ 補助金交付決定、通知

国土交通省自動車交通局安全政策課において所要の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表の定めるところにより交付決定を行う。この場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとするほか、交付決定に際して、必要な条件を付すことが出来る。

また、交付決定をしたときは、すみやかにその決定の内容を自動車事故対策費補助金交付決定通知書により事業者に通知するものとする。

④ 交付申請の取下げ

補助金の交付決定を受けた事業者は、補助金の決定の内容又はその条件に不服があるときは、補助金の交付決定の通知があった日から20日以内に、交付要綱の別紙第3号様式による自動車事故対策費補助金交付申請取下届出書を提出することで、補助金の申請を取り下げる事が出来る。

⑤ 計画変更の申請

事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、あらかじめ交付要綱の別紙第4号様式による補助対象事業の計画変更承認申請書を提出して、その承認を受けなければならない。ただし交付要綱第7条2項に掲げるものについては軽微な変更届出を出せば、計画変更の申請は不要である。

⑥ 補助の中止、廃止の申請

事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、

あらかじめ交付要綱の別紙第5号様式による補助対象事業の中止（廃止）承認申請書を大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

⑦ 補助対象事業実績報告書の提出

事業者は、補助対象事業が完了した日から1ヶ月以内又は平成24年3月31日のいずれか早い日までに下記の書類に必要事項を記載のうえ最寄りの各地方運輸局に提出すること。(1)~(3)については3部、(4)~(8)については1部提出すること。詳細はホームページ掲載資料を参照のこと。

- (1) 交付要綱第9号様式
- (2) 交付要綱第7号様式
- (3) 実施要領別紙9
- (4) 補助対象機器を購入した際の領収書の写し
- (5) 補助対象機器の納品書の写し
- (6) 補助対象機器を購入した際の振込証明書、または預金通帳のコピー
- (7) 購入・整備した補助対象機器の写真
- (8) (申請者がリース会社の場合)賃貸契約書のコピー

⑧ 補助対象事業実績報告書の受付・審査

補助対象事業者から報告書の提出があったとき、各地方運輸局において申請書の受付、受理を行った後に国土交通省自動車交通局安全政策課に進達し、国土交通省自動車交通局安全政策課において所要の審査を行う。

⑨ 補助金額の確定

国土交通省自動車交通局安全政策課において所要の審査を行い、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、自動車事故対策費補助金の額の確定通知書を当該事業者に通知するものとする。

3. 補助金交付申請書の受付期間

【申請受付期間】

平成23年5月9日～平成23年5月20日

【申請受付場所】

最寄りの各地方運輸局、運輸支局(沖縄の場合は沖縄総合事務局で受付を行います)

【申請受付時間】

9時～16時

【申請受付方法】

・ 申請受付場所への申請書類持ち込み(郵送は認められませんのでご注意ください)

4. 注意事項

補助金の申請受付期間中の申請状況において予算枠に達した場合には、その日をもって受付を締め切ることとする。また、その旨については、翌日公表するものとする。

5. 補助金交付申請の窓口

補助金交付申請の窓口は下記の各運輸局窓口、もしくは各運輸支局窓口にて行っております。

- 北海道運輸局自動車技術安全部整備保安課（電話：011-290-2754）
- 東北運輸局自動車技術安全部整備保安課（電話：022-791-7534）
- 北陸信越運輸局自動車技術安全部整備保安課（電話：025-244-6114）
- 関東運輸局自動車技術安全部保安環境課（電話：045-211-7256）
- 中部運輸局自動車技術安全部保安環境課（電話：052-952-8044）
- 近畿運輸局自動車技術安全部保安環境課（電話：06-6949-6454）
- 中国運輸局自動車技術安全部整備保安課（電話：082-228-9141）
- 四国運輸局自動車技術安全部整備保安課（電話：087-835-6372）
- 九州運輸局自動車技術安全部保安環境課（電話：092-472-2546）
- 沖縄総合事務局運輸部陸上交通課（電話：098-866-1836）